

別添6

成果物の著作権等、契約不適合等に関する責任の範囲、その他について

(1) 成果物の著作権等について

ア 受注者は、公開するワールド・コンテンツ等に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。

イ 成果物及びワールド・コンテンツ等の公開に際し、新たに作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の所有権及び著作権（著作権法第27条及び28条を含む。）については、原則、それが発生した時点で、発注者に帰属する。

また、受注者は、発注者が認めた場合を除き、著作者人格権を行使してはならない。

ウ 成果物に第三者が権利を有する著作権が含まれている場合は、受注者は当該著作権の使用に関する負担金の一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害してはならない。

(2) 契約不適合等に関する責任の範囲

ア 受注者は、契約期間内に公開するワールド・コンテンツ等に契約不適合が発見された場合には、速やかに発注者の指示に基づき、これを訂正・改修しなければならない。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。

イ 公開するワールド・コンテンツ等が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 業務実施にあたっての留意事項

ア 業務実施体制

(ア) 受注者は、業務の運営体制を明確にし、本事業の遂行に関し、業務に必要な能力及び経験を有する業務責任者及びスタッフを配置すること。

(イ) 受注者は緊急時の連絡体制を整備すること。緊急時には発注者と連携して適切な対応をとること。

イ 業務計画

(ア) 受注者は、業務の開始にあたって、業務実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜更新状況を提出すること。

(イ) 本業務における契約締結後、速やかに着手し、業務工程表に従い完了させること。

ウ 本業務に係る発注者との打合せ

- (ア) 本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と緊密に連絡をとりながら進めること。
- (イ) 受注者は、業務着手時、成果品の取りまとめ時及びその他必要に応じて、発注者との打合せ及び協議を行うものとする。

(4) その他

ア 本事業は原則として再委託できない。ただし、事業の一部については、必要に応じて再委託を認める場合がある。

イ 受注者が提案するバーチャルプラットフォームの利用規約や約款などと、本契約に係る事項で不一致が生じた場合、本契約を優先するものとする。

ウ 本仕様に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合においては、県担当者と十分協議を行い、業務を進めること。